

帯広市住生活基本計画（原案）概要版

第1章 計画の概要

◆計画の背景・目的

- 本市では、平成25年度に策定した前計画に基づき、子育て世帯や高齢者に配慮した市営住宅等の整備や省エネ化・長寿命化改修を行った住宅への補助など、各種住宅施策を推進してきた。
- この間、国においては、空き家対策や住宅確保要配慮者への対応、マンションの適正管理など、住生活を取り巻く状況の変化に合わせた関係法令の整備を行っている。
- 本市においても、少子高齢化や人口減少の進行、地球温暖化などの気候変動の問題に対応し、「未来につなぐ、住みよいまち」の実現に向け、住生活の分野での取り組みが一層求められている。
- 本計画は、こうした社会情勢の変化に対する住生活を取り巻く状況のほか、全国計画・道計画や、これまでの本市の住宅施策の取組状況を踏まえ、住生活に関する目標などを定め、各種住宅施策を推進することで、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るために策定する。

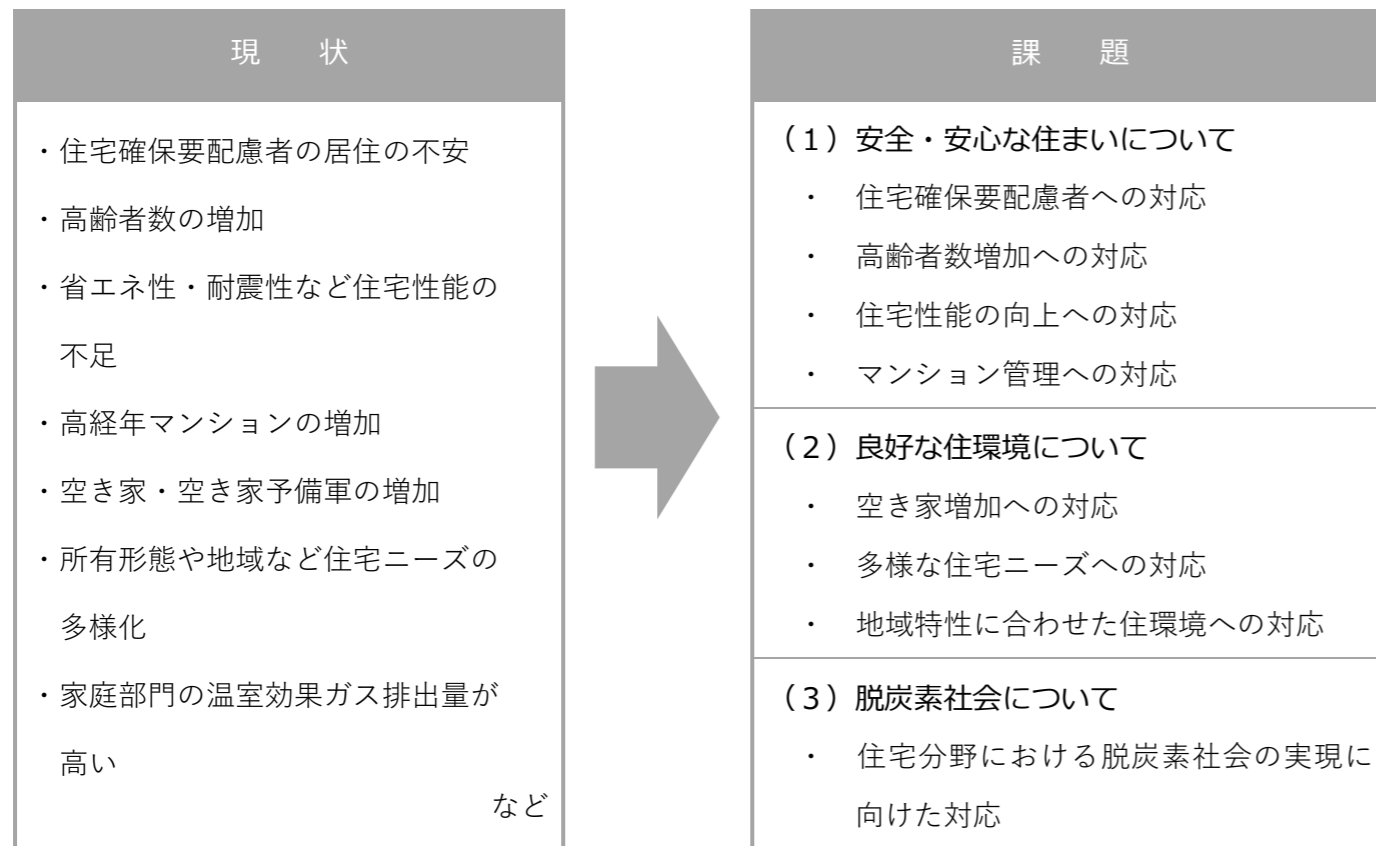
◆計画期間

- 令和6年度から令和15年度の10年間とし、必要に応じて計画の見直しを行う。

◆計画の位置づけ

- 本計画は、「第七期帯広市総合計画」の住宅関連の分野計画に位置づけられる。
- 本計画には「帯広市マンション管理適正化推進計画」を包含する。

第2章 現状と課題



第3章 基本目標 / 第4章 住宅施策の推進方策

基本目標	推進方針	推進施策
基本目標1. 安全で安心して暮らせる住まいの確保	1-1. 住宅セーフティネットの充実	(1) 住宅セーフティネットの確保のための市営住宅等の供給 (2) セーフティネット住宅の普及促進
	1-2. 安心して暮らし続けられる住まいづくり	(3) 高齢者世帯や子育て世帯など誰もが暮らしやすい住まいへの支援 (4) 介護保険制度等による住宅改修 (5) 市営住宅における居住者の状況に応じた配慮
	1-3. 住宅性能の向上とマンション管理の適正化	(6) 既存住宅の性能向上の促進 (7) 住宅の耐震化の推進 (8) マンション管理の適正化
基本目標2. 誰もが住みたい住環境づくり	2-1. 空き家対策の推進	(1) 空き家の発生抑制 (2) 空き家の活用促進 (3) 空き家の適切な管理・除却の促進
	2-2. 多様な住情報の提供と相談体制の構築	(4) 住情報の提供 (5) 住宅相談体制の充実 (6) 民間イベント等との連携
	2-3. 地域特性を活かした住環境づくり	(7) まちなか居住促進のための連携体制づくり (8) 農村市街地における定住促進 (9) 農村地域における市営住宅の維持管理 (10) 地域にふさわしい良好な景観づくり
基本目標3. 快適で環境を重視した暮らしの実現	3-1. 環境を重視した住宅や設備の普及促進	(1) 環境を重視した住宅の普及促進 (2) 住宅への再エネ・省エネ機器の普及
	3-2. 市営住宅の長寿命化と環境への配慮	(3) 環境共生型市営住宅の整備 (4) 長寿命化計画に基づく市営住宅の適正な維持管理

第5章 計画の推進に向けて

◆住生活に関わる成果指標

基本目標	項 目	基準値（基準年）	目標値
(1) 安全で安心して暮らせる住まいの確保	住宅の耐震化率	92.0% (R2)	95.0% 以上
(2) 誰もが住みたい住環境づくり	空き家の利活用・除却件数	約200件/年 (H28~R4)	累計 2,100件
(3) 快適で環境を重視した暮らしの実現	新設住宅着工戸数に対する長期優良住宅・低炭素住宅の認定件数の割合	12.0% (R4)	上昇